

第9回ハラスメント根絶等推進特別チーム検討会議議事要旨

- 日時：令和3年8月17日（火曜日）午後2時30分～
- 場所：市役所東庁舎1階会議室1-1
- 議題：（1）ハラスメント防止要綱及び防止指針について
（2）ハラスメントの根絶に向けた提言書について

あいさつ

○リーダーから

- ・8回にわたる会議で議論した防止要綱・防止指針について、事務局にて法規の部署と調整し、法規上の修正をもらった。また、提言書案も今回作成してもらった。是非、活発な意見を出してほしい。

（※◇構成員、☆アドバイザー、◆事務局）

議題（1）ハラスメント防止要綱及び防止指針について

- ◇指針の13ページ上段の米印の記載について、記載の仕方が違うように思う。平均的という考え方そのものが相手を刺激することにもなりかねないため注意が必要ですよというような記載が正しいのではないか。
- ◆平均的との表現が、少数派の方の感情の部分に抵触するのではとの意見があったため、このような記載とした。
- ◇記載の仕方の問題であるので、法規の部署と男女共同の担当部署と調整して記載を修正してほしい。
- ☆カスタマーハラスメントについて、不当要求で扱うものであるので、要綱に除外する旨明記してはどうか。
- ◆指針の18ページで、カスタマーハラスメントについて記載をしている。
- ◇国で現在、検討が始まっていると聞いており、指針の記載のとおり整理をしている。
- ☆指針の20ページで、市の事例等を活用した研修とあるが、当事者の心情を考えると、そのまま研修に利用されるようなイメージを持つと思うので、市の事例等を参考教材として活用した研修と記載してはどうか。
- ☆相談窓口等の実施のビジョンはあるということで良いか。
- ◆新たな取り組みでは、相談窓口の外部設置の窓口の拡充があるが、今後、市長への提言、職員へのパブリックコメント、予算措置などの手続きが

必要となり、それらの合意を前提とするが、実施に向けて進めていく考えである。

◇実際に運用していく中で、改善していくことも必要であるので、随時、見直しすることを記載してはどうか。

◆前回の会議でも同様の意見があり、議題２で説明する提言書の中で、随時、見直しする旨を記載している。

◇指針の２０ページの相談体制と防止要綱の相談窓口について、記載の順番が違うが、どの窓口をメインとして伝えていきたいのか。

◆人事課だけでは相談窓口としては不十分であるとの意見で、今回、外部相談窓口を新たに設置しているが、どの窓口をメインに伝えるかは、悩ましいところである。

◇相談窓口の要綱と指針の書き方については、要綱に統一したほうが良いと思う。記載の仕方等の字句の修正については、事務局で責任を持って修正してほしい。

◇職員へのパブリックコメントは、今後実施していく予定か。

◆実施していく予定である。

◇パブリックコメントの意見によって、今回の案から修正することはあると思う。

議題（２）ハラスメントの根絶に向けた提言書について

☆７ページの公表について、秘密で相談したい人が多い中、どのように公表していく予定か。

◆件数については公表できると思う。その他については、他市の状況を踏まえて検討していきたい。

◇個人情報には気を付けながら、可能な限り詳しく公表できると抑止力や職員への安心感にも繋がると思うが、当事者の心情等、反対の意見もあるので、事務局で公表の仕方についてよく検討してほしい。

◇６ページのアンケートの実施について、しっかりと声を聞けるように、ＬＯＧＯフォームといったものも活用して、個人が特定されないよう工夫して実施すると良い。また、「すべて」と「全て」があり、字句を統一すると良い。

◇提言書については、これまで議論してきたものを記載しており、今回、いきなり出てきたものはないと思う。字句の修正については、事務局に

て再度確認してほしい。

◇これまでの会議で、服務規程の見直しについて話があったと思う。根絶宣言がそれに代わるものか。

◆根絶宣言も関連するが、８ページのところで、服務規程の見直しについて記載もしている。

☆実際に運用する際のハラスメント対応委員会の具体的な動きについて聞きたい。

◆委員会の流れについては、事細かに全てを記載している訳ではないが、要綱に記載をしている。

◇提言書が、検討チームでまとまった後のスケジュールについて聞きたい。

◆今回の会議にて、提言書、要綱、指針について承認してもらえれば、特別チームとして、市長に提言書のとおりに報告する。その後、事務局より職員のパブリックコメントを実施する。

◇７ページのその他について、具体的なスケジュールを聞きたい。

◆パブリックコメントについては、提言後、速やかに実施し、要綱、指針についてもアンケート等で効果を検証し、制定後も随時見直しを行う。服務規程や懲戒処分の基準の見直しについても、制定後、早々に検討し、人事評価制度の見直しについても、順次進めていきたい。

◇ハラスメント根絶宣言は、制定後、職員に対して宣言する旨を十分認識してもらえる形で周知をしてほしい。

☆対応委員会の流れ、外部の相談窓口の実施方法、研修の実施時期、対象等を具体的に固めていくと良い。

◇研修については、一年で全職員を実施するのは難しいと思うので、そのあたりを含め、具体的に固めていくと良い。

◇パブコメについて、会計年度任用職員へも十分周知して実施してほしい。

「ハラスメントの根絶に向けた提言書」、「小牧市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」、「ハラスメントの防止等の指針」について承認（字句の修正については、関係部局と調整し事務局にて修正）。